

鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議

日時：令和2年4月21日(火)15:00～

場所：6階大会議室

会 次 第

1 開 会

2 本部長あいさつ

3 議 題

(1) 感染症の発生状況について

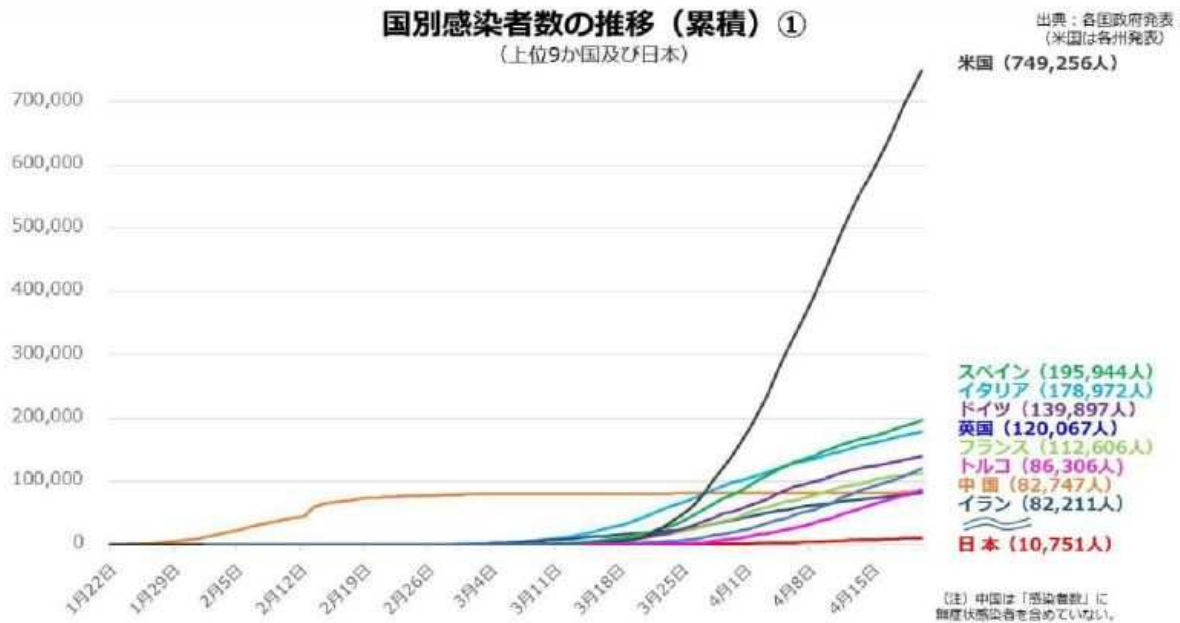
(2) 全国への緊急事態宣言を受けた鹿児島県の対応
について

(3) 意見交換

4 閉 会

新型コロナウイルス感染症の発生状況

世界発生状況 (外務省海外安全HP (4月20日時点))



国内発生状況 (厚生労働省HP (4月19日時点) 等)

都道府県名	人数	都道府県名	人数	都道府県名	人数	都道府県名	人数
北海道	434	東京都	3095	滋賀県	71	香川県	25
青森県	22	神奈川県	784	京都府	251	愛媛県	45
岩手県		新潟県	56	大阪府	1212	高知県	68
宮城県	83	富山県	92	兵庫県	513	福岡県	516
秋田県	16	石川県	178	奈良県	62	佐賀県	17
山形県	61	福井県	112	和歌山県	46	長崎県	17
福島県	62	山梨県	49	鳥取県	3	熊本県	39
茨城県	139	長野県	52	島根県	16	大分県	54
栃木県	46	岐阜県	139	岡山県	19	宮崎県	17
群馬県	122	静岡県	52	広島県	132	鹿児島県	8
埼玉県	642	愛知県	401	山口県	30	沖縄県	110
千葉県	661	三重県	36	徳島県	3		

46都道府県合計	10,608
----------	--------

新型コロナウイルス感染症に係る県対応状況

1 感染者発生状況等

○ PCR検査状況

	総件数	陰性	陽性
4/20まで	862件 (30)	841件 (30)	21件 (0) ※1

() は鹿児島市検査実施数で内数4/16～

※1 陽性件数は再検査を含むため、人数ベースは11名である。

○ 発生状況

番号	性別	年代	職業	国籍	居住地	陽性確定日
1	女性	40代	会社役員	日本	イギリス	3/26
2	男性	20代	公務員	日本	和泊町	4/1
3	男性	20代	会社員	日本	霧島市	4/2
4	男性	10代	—	—	鹿児島市	4/8
5	男性	40代	自営業	日本	奄美市	4/17
6	女性	30代	パート社員	日本	奄美市	4/17
7	女性	70代	パート	日本	始良市	4/18
8	女性	20代	専門学校生	日本	始良市	4/19
9	女性	20代	専門学校生	日本	鹿児島市	4/20
10	女性	20代	専門学校生	日本	鹿児島市	4/20

<参考>

- 大阪府吹田市にて診断され鹿児島市に来ていた40代男性の感染者が1名(4/1陽性確定)。
- 県内発生感染者10名中8名(番号1～2, 5～10)が現在入院中。現在、発熱等の症状なし。
番号4の感染者は4/15に退院。番号3の感染者は4/20に退院。
- 濃厚接触者の状況(4/20現在)
 - 番号1 2名 全員陰性, 健康観察終了
 - 番号2 19名 18名陰性
1名は大阪府による14日間の健康観察を終了
 - 番号3 1名 大阪府による14日間の健康観察を終了
 - 番号4 鹿児島市は濃厚接触者なしと判断
 - 番号5 6名 全員陰性
 - 番号6 6名 全員陰性
 - 番号7 2名 1名陽性(番号8の感染者), 1名陰性
 - 番号8 4名 2名陽性(番号9, 10の感染者) 2名陰性
 - 番号9, 10 鹿児島市は濃厚接触者なしと判断
 - 参考1 1名 陰性

2 相談体制の拡充

○ 「帰国者・接触者相談センター」(2/12開設)

- 電話での相談を通じ、感染の疑いのある方を診療体制等の整った医療機関に確実につなぐための調整を行う。

※県内各保健所等全24か所【県(13), 鹿児島市(11)】

※2/12～4/17の相談件数: 8, 444件

3 医療体制の整備

- 「帰国者・接触者外来」（2/12～順次拡大）※医療機関名非公表
・「帰国者・接触者相談センター」からの紹介を通じて診察を行う。
※4/20現在、38医療機関（全二次医療圏に1か所以上確保）
- 「感染症指定医療機関」
・感染者の入院治療を行う。（医療機関数13，感染症病床数45）

4 検査体制の整備

- 県環境保健センターにおいて検査体制を整備（2/7）
- 鹿児島市の保健環境試験所においても検査が可能となり，検査体制が拡充された。（4/16～）

5 県民への情報提供

- 新型コロナウイルス感染症に係る知事メッセージ
（3/5，3/30，4/6，4/8，4/16，4/20）
- 県ホームページに特設ページを立上げ（1/17），新聞，テレビ等も活用

6 新型コロナウイルス感染症対策本部会議 等

- 新型コロナウイルス感染症対策本部会議（根拠：特措法第22条）
 - ・設置 3/26【特措法に基づく政府対策本部設置と同日】
 - ・4/20までに計8回開催
- 新型コロナウイルス感染症に係る主な会議の開催状況
 - 1月31日 対策会議
全国の感染状況，本県の対応状況等の説明，今後の対応等について意見交換
 - 2月17日 対策会議
国，県（医療関係），関係機関の対応状況等について説明
 - 2月25日 対策会議
社会福祉施設，学校，保育園における対策について意見交換
 - 3月6日 支援会議
経済団体から県内企業等の状況を聴取，県の支援策等について意見交換。
 - 3月9日 対策会議
国，県の対応状況，今後の見通しと院内感染対策等の講演，各関係機関の取組状況についての意見交換。
 - 3月10日 意見交換会
金融機関等から，県内企業等の現状等を聴取，県の支援策等について意見交換。
 - 3月18日 対策会議
国内の感染状況等の説明，県の対応等について意見交換。
 - 3月26日 対策本部会議

- 新型インフルエンザ等特措法に基づく都道府県対策本部を設置，感染者が発生した場合に万全の体制で臨む旨確認。
- 3月27日 対策本部会議
感染者の発生（第1例）について報告，感染拡大防止に全力で取り組むほか，県民に迅速かつ正確な情報提供を行う旨確認。
- 3月27日 対策本部会議
関係機関に対して感染者の発生や今後の留意点等について説明，部局間で意見交換。
- 3月30日 対策本部会議
国の基本的対処方針について説明，部局間で情報を共有，感染防止対応に万全を期す旨確認。
- 3月31日 医療調整対策会議
県の感染症の現状等について説明，意見交換。
- 4月1日 対策本部会議
感染者の発生（第2例）と現在の対応状況等を報告，部局間で情報共有，感染拡大防止に一致団結して取り組む旨確認。
- 4月3日 対策本部会議
感染者の発生（第3例）と現在の対応状況等を報告，部局間で情報共有，感染拡大防止に一致団結して取り組む旨確認。
- 4月6日 調整本部会議
今後の医療提供体制について，関係機関による意見交換を実施。
- 4月14日 調整本部第1回医療部会
今後の医療体制拡充について協議
対策本部会議
感染症の現状や必要な対応等について，専門家の説明を受け，意見交換。
- 4月15日 調整本部第1回搬送部会
離島からの感染者や検体の搬送について協議
- 4月16日 対策本部会議
国の緊急事態宣言を受けての本県の対応について各部局で現状や課題等を情報共有し，意見交換。
- 4月17日 対策本部
全国への緊急事態宣言を受けた鹿児島県の対応を決定。

7 その他

- 県備蓄マスク14万枚配布（医療機関等5万枚，社会福祉施設等5万枚，特別支援学校4万枚）
- 医療機関，社会福祉施設等に対し，感染防止対策の徹底を通知

全国への緊急事態宣言を受けた本県の対応に関する
県民の皆様への知事メッセージ

県民の皆さまに強くお願いいたします。

ふるさと鹿児島を守ってください。県民の命を守ってください。1人の行動が、自分だけという行動が、多くの感染者を生むことに繋がっていきます。みんなで守らなければこのふるさと鹿児島を守ることはできません。

不要不急の帰省や旅行は控えてください。県外に移動することは絶対にやめてください。

県外の皆さまへのお願いです。鹿児島県への旅行は控えてください。特に、離島への旅行は絶対に控えてください。

緊急事態宣言が発出されております。ゴールデンウィークが一つの重要な時期と言われております。鹿児島県の感染拡大の防止は、ゴールデンウィーク中の行動にかかっています。一人一人の行動が、この鹿児島の感染拡大の防止の鍵を握っております。

県民の皆さま、強くお願い申し上げます。みんなでこの鹿児島を守っていこうではありませんか。自分を守らなければなりません。家族を守らなければなりません。ふるさと鹿児島を守らなければなりません。そして鹿児島には、高齢者の方がたくさんいらっしゃいます。リスクの高い高齢者を守っていかなければなりません。それは、一人一人の行動にかかっております。

皆さま一緒になって、この鹿児島を守りましょう。

よろしくお願い申し上げます。

令和2年4月20日

鹿児島県知事 三反園 訓

全国への緊急事態宣言を受けた鹿児島県の対応

令和2年4月17日

自分を守る，家族を守る，ふるさと鹿児島を守る，
社会を守るため，

一人一人の自覚ある行動で，感染拡大阻止！

1 区域 鹿児島県全域

2 期間 令和2年5月6日(水)まで

3 実施内容

(1) 県民の皆様へのお願い

① 不要不急の帰省や旅行など，都道府県をまたいで移動することは，避けるよう徹底してください。

(特にGW期間中は県外との往来自粛を徹底)

② 医療機関への通院，食料・医療品・生活必需品の買い出し，職場への必要な出勤，屋外への運動や散歩など，生活の維持のために必要な場合を除き，できる限り不要不急の外出を自粛してください。

なお，職場への出勤は，外出自粛の要請の対象としませんが，在宅勤務（テレワーク），時差出勤，自転車通勤など，人との交わりの低減をお願いします。

(2) 県外の皆様へのお願い

① 帰省・出張や旅行（特にGW期間中）などによる来県を自粛してください。

② やむを得ず来県された場合，下記のような感染拡大防止対策を徹底してください。

- ・ 来県後2週間の外出自粛
- ・ マスク着用など咳エチケットの徹底
- ・ 毎日の体温測定
- ・ 発熱等の症状が出たら，帰国者・接触者相談センターへ相談

(3) 事業者の皆様へのお願い

① 多数の方が参加するイベントの開催を控えてください。

② 飲食料品や生活必需品の小売店等においては，積極的な感染防止の取組をお願いします。

<取組例>

- ・ レジ前の間隔の確保（待機列の間隔を空けるための床面サイン等の設置）
- ・ 有人レジの間隔を空けた運用，セルフレジの活用
- ・ レジ周りの飛沫感染防止のための透明の間仕切り等の設置
- ・ バーゲンセールや物産展などの催事やイベントの自粛
- ・ タイムセールス等の販促イベントの自粛

③ 食堂，レストラン，喫茶店などの飲食店においては，換気，人と人との間隔を適切にとること等に注意するなど，「三つの密（密閉，密集，密接）」を避けて感染防止に取り組んでください。

④ 職場においては，感染防止のための取組（手洗い，咳エチケット，事業場の換気励行，発熱等の症状が見られる従

業員の出勤自粛，在宅勤務・テレビ会議等の推進）を実施するとともに，「三つの密」を避ける行動を徹底してください。

(4) 県立学校等への臨時休業のお願い

学校につきましては，4月22日（水）から5月6日（水）までの間，臨時休業としていただくよう御協力をお願いします。

(5) 公共施設の休館等についてのお願い

県の公共施設のうち，屋内施設及び有料の屋外施設については，原則，休館・休園としますので，御協力をお願いします。

その他の公園等については，原則，開園としますが，キャンプ場などについては，利用を休止することとします。

休館等の期間は，4月18日（土）から5月6日（水）までとします。

(6) 生活必需品等の物資確保についてのお願い

飲食料品や生活必需品の小売店等，生活に必要な事業は通常通り継続されますので，買い占め等をせず，冷静な対応をお願いします。

(7) 感染者，医療従事者等への差別，偏見等防止のお願い

感染者やその家族，治療にあたった医療機関とその関係者，その他関わりがあった方々に対して，不当な差別や偏見，いじめ等が行われないう，正確な情報に基づいた冷静な行動をお願いします。